

小金井市で受けた相談事例について

	件数	相談日	相談概要	対応概要
平成30年度	無し	—	—	—
令和元年度	無し	—	—	—
令和2年度	6件	令和2年7月1日	虐待が疑われるが、当該事業所の運営法人により隠蔽されている。	当該障害者の意に反するおそれがあると認められるため調査をしなかった。
		令和2年10月6日	賃貸物件を探していたところ、不動産事業者（2者）から、精神障害者保健福祉手帳を所持していることを理由に断られた。	相談者が差別を受けた事業者の詳細を記憶していなかったため、調査に至らなかった。 相談者に、同様の事案があった場合は、事業所名等を記録した上で相談いただくよう伝え、了承を得た。
		令和2年10月8日	強迫性障害（不潔恐怖症）のため、商業施設のトイレを手洗いを含め長時間使用していたところ、清掃員及び警備員に無理やり退出させられた。	当該施設の管理事業者へ相談内容を伝え、配慮を促すことで理解を得た。
		令和2年10月23日	商業施設において、販売の状況、内容等について意見をしたところ、口論となり、警察官を呼ばれて取り囲まれた。心臓が弱く感染リスクが高いこと及びヘルプマークを示したのに、マスクから鼻が出た状態で怒鳴られ、強制排除された。	当該事業所へ新型コロナウイルス感染症対策も含め配慮するよう伝えることとし、理解を得た。
		令和2年11月16日	市外カラオケ店でキッズルームを希望したところ、マイクが故障していると言われ、他の部屋が空いたらそちらへ移るとして利用した。マイクは壊れていなかったため、そのままキッズルームを使ったかったが、他の部屋が空いた際、意に反して移動させられた。	相談を聞いていくうちに、相談者自身が障がいの有無とは関係のない対応だと感じ、当該店舗への調査は必要ないと申し出たため、記録を残すにとどめた。
		令和3年3月31日	A市にある勤務先の飲食店において、同僚から差別的な陰口を言われた。過去に、B市にある店舗でも差別的な陰口を言われた。	差別を受けたとされる事業所が市外にあり、条例の効力が及ばないため、いずれも都内の市であることから、東京都の障害者差別の解消を所管する部署を案内した。
令和3年度	3件	令和3年10月25日	障害福祉サービス事業所において、特定の利用者に対し、排せつに関する支援が不適切と思われる方法で行われている。	相談者及び不適切な支援を行ったと指摘された者双方同席の下協議をしたところ、既に事業所内の会議を経て、支援方法が改善されていることから、相談者により助言・あっせんの申出は取り下げられた。

令和3年度	3件	令和3年10月25日	障害福祉サービス事業所において、特定の利用者に対し、居室に設置されたエアコンの管理が不適切と思われる方法で行われている。	相談者及び不適切な支援を行ったと指摘された者双方同席の下協議をしたところ、既に事業所内の会議を経て、支援方法が改善されていることから、相談者により助言・あっせんの申出は取り下げられた。
		令和3年10月25日	障害福祉サービス事業所において、特定の利用者に対し、衣服の選択を本人にさせず、特定の衣服を着用させている。	相談者及び不適切な支援を行ったと指摘された者双方同席の下協議をしたところ、本件は当該利用者の衣服に対するこだわりへの対応の違いによるものであり、今後事業所内の会議における話し合いにより解決を図ることとし、相談者により助言・あっせんの申出は取り下げられた。
令和4年度	2件	令和4年4月14日	相談者はアパート3人暮らし。上階の住人は日頃から相談者にだけ挨拶しない。バスに乗り合わせた際、当該住人から指をさされ差別的発言をされ、傷ついた。どうしたらよいか。	詳しく話を聞くため来庁を促したところ、体調が回復したら連絡くれるとのこと。 家族と相談した結果、直接抗議はせず、繰り返された場合は不動産屋に相談することにした。通院中の精神科医にも相談するとのであった。
		令和4年4月28日	上記相談については、もう忘れたいので、市に行かなくてもよいかとの電話連絡あり。	来庁しなくても大丈夫であることを伝え、ケースワーカーにつなぐことを提案したが、相談したことを知られたくないということであった。困ったら相談するよう伝えて電話を終えた。
		令和4年12月5日	スポーツ施設に通っていたが、てんかんと診断されたことを理由に退会を求められた。東京都の相談機関に相談し、対応してもらった結果、集団指導、個人指導ともにてんかんの子に対応できる体制ではなく、今後対応できるようにしたいとのことであった。主治医の許可があれば指導してくれる施設もあるのに、とても残念である。市からも当該施設に確認してほしい。	当該施設に確認した結果、現体制ではてんかんに対応できる環境が整っておらず、今後、研修等を行い、対応できる環境を作りたいとのことであった。 この結果を相談者に伝えたとところ、状況は変わらなかったが、市からも対応してもらえたということで納得してくれた。
令和5年度	無し	—	※ 令和4年12月5日付け相談案件について、継続して対応	当該施設に対応の進捗状況を確認し、その結果を相談者に報告した。最終的な結果についても報告を希望されていた。

令和6年度	継続案件	令和6年12月26日	※ 令和4年12月5日付け相談案件について、当該施設に確認。令和7年1月から、障がいや疾病により筋力の硬直等の受入れ 方針が決まり、プールは個別、それ以外は集団で受け入れるとのこと。	左記の方針を最終結果として相談者に報告し、対応を終了した。
	3件	令和6年8月29日	精神疾患により医療保護入院となった際、「あなたには基本的人権はありません。」と言われた。	当該医療機関に確認したところ、本人から直接話を受けており、書面により本人へ回答する予定であるとのことであった。 本人にその旨を伝え、病院からの回答を待つということで、理解を得た。
		令和6年9月24日	バスから下車する際、割引を受けるために障害者手帳を提示したところ、近くにいた女性に、手帳を見ていやな反応をされた。	いやな反応をしたとされる女性はたまたま乗り合わせた者で、特定できないため、傾聴して対応を終了した。
		令和6年10月24日	障害福祉サービス事業所において、発達障害や自閉症の通所者に対し、しゃべるのが苦手なため手書きパッドなどで対応してほしいのに、しゃべればお友達ができるなどと言って対応してくれない。	運営法人は市内だが当該事業所は市外に所在すること、相談者が匿名であったこと、本人が結果報告を求めていなかったことから、具体的な調整は行わず、当該法人の管理者に相談内容を伝え、対応を終了した。
令和7年度	4件	令和7年5月26日	計画相談支援員からの相談。利用者から「グループホームの隣室の者（A市援護）が不安定なため生活に支障があると管理者に伝えたら、ここは精神障害者がいるところだから我慢してほしいと言われ、自身も同じように言われているのかと思うと不快に感じた。」との相談があったとのこと。	後日、当該相談支援員より、当該グループホームへは発言が不適切であると伝えた上で、虐待事案としてA市に相談することとしたため、特定相談は見送る旨の連絡があり、対応を終了した。
		令和8年1月26日	就労継続支援B型の事業所で、特定の利用者だけがひいきされ自身は、差別されていると感じる。	相談者に詳細な内容を改めて確認したところ、「特定の利用者が頻繁に休憩していて作業量に差があり、同じ工賃だとしたらおかしい。」というものであった。就労継続支援B型事業所は訓練施設であり、個別の計画に基づいて処遇しているため、皆が同様の条件で作業するわけでない旨を説明した上で、障がいを理由とする差別でなければ通常の相談として受ける旨を案内したところ、事業所に特定の利用者が優遇されているように見える支援は見直すよう求め、改善されなければ通常の相談としてあらためて連絡するとのことであった。

令和7年度	4件	令和8年1月29日	<p>頻繁に仕事で使う用具を隠されたことがある。手術入院後、復帰した際、元の机がなくなり、新しい席は、背後が狭いため他の職員が通るとぶつかって傷口が痛い。システムに入力した情報がリアルタイムで他の職員に共有されるため、監視されているようで気分が悪い。疾病が原因で職場で意識を失った際、勝手に救急車を呼ばれたうえ、搬送を拒否しても上司から病院に行き診察を受けるよう指示され、診察後、職場復帰しようとしても許可されず、帰宅して休むよう強要された。</p>	<p>聞き取った内容について当該職場に確認してよいかたずねたところ、間違いのないように自身で詳細を文書でまとめた際の発言があり、対応を保留中（3月23日現在、文書の提出はまだない。）</p>
		令和8年3月2日	<p>ボランティア団体主催の宿泊を伴う児童向けの行事について、申込手続きが参加費の払込含め全て終了した後に、特別支援学級に所属していることを理由に参加児童全員の保護者の同行を求められた。</p> <p>過去に参加した特別支援学級の児童が泣き出してしまい、帰宅してしまう事態も生じたため、特別支援学級に所属している児童には、一律に保護者の同行を依頼しているということだった。特別支援学級に通う児童にも様々な個性があり、個別のききとりが行われた上での判断ではなかったことに疑問を感じ、交渉の末、最終的にはグループの中の一人の児童の保護者が距離を保ちながら同行した。今後同じように特別支援学級の児童が申し込みをした際に、同行が必要ならば申し込み手続き前にその旨を通知するか、個別のききとりの上で同行が必要か否かを双方が納得して参加できる状況にしてほしい。</p>	<p>団体側に事情を聞いたところ、「催行案内チラシにも児童の状態像によっては同行を依頼することがある旨記載している」「児童の状態像がつかめないまま、限られた準備期間の中で判断を迫られたため同行をお願いせざるを得なかった。」ということであったが、団体も、当該相談者から連絡を受け、改善策を検討しているということであった。</p> <p>団体が配布した案内チラシを見せてもらったところ、個別の連絡を求める文言はあるものの「確認したいことがあれば」とされており、調査用紙の提出が必須であることが伝わりにくいものとなっていたため、調査票の提出が必須であることが伝わりやすくすること、また調査票において保護者の同行を求める必要性の参考になる質問を記載し、それに基づいて個別の聞き取りを行うなどの工夫を求め承された。この対応結果について相談者に報告し、対応を終了した。</p>